

受給者証をお送りします。

「自己負担上限額管理票」は受給者証と一緒に管理してください。

同封の「自己負担上限額管理票」は、受給者証と一緒に、保険医療機関や保険薬局の窓口で提示して、支払額を記載してもらってください。

自己負担上限額管理票の表紙にある「記載例」を御参照ください。

なお、対象となる医療は、B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療です。

受給者証の有効期間は1年間です。有効期間を超えて治療継続が必要となった場合は、**必ず、有効期間が満了する1か月前までに、更新申請をお願いします。**

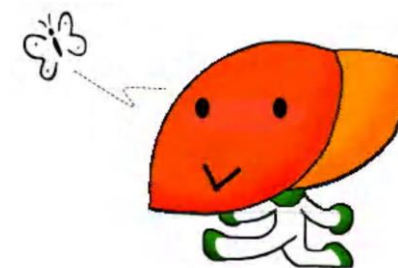
◇保健所・県庁窓口

保健所名	〒	住所・電話番号
岡山市 保健所	700- 8546	岡山市北区鹿田町 1-1-1 086-803-1262
倉敷市 保健所	710- 0834	倉敷市笹沖 170 086-434-9810
備前保健所	703- 8278	岡山市中区古京町 1-1-17 086-272-3934
東備支所	709- 0492	和気町和気 487-2 0869-92-5180
備中保健所	710- 8530	倉敷市羽島 1083 086-434-7024
井笠支所	714- 8502	笠岡市六番町 2-5 0865-69-1675
備北保健所	716- 8585	高梁市落合町近似 286-1 0866-21-2836
新見支所	718- 8550	新見市高尾 2400 0867-72-5691
真庭保健所	717- 8501	真庭市勝山 591 0867-44-2990
美作保健所	708- 0051	津山市椿高下 114 0868-23-0163
勝英支所	707- 8585	美作市入田 291-2 0868-73-4054
岡山県庁 健康推進課	700- 8570	岡山市北区内山下 2-4-6 086-226-7331

肝炎治療特別促進事業

受給者証をお送りします。

【核酸アナログ製剤治療編】



厚生労働省の肝炎総合対策におけるマスコットです。

岡山県保健医療部
健康推進課

いろいろな手続きについて

各種様式は岡山県ホームページからダウンロードできます。
お近くの保健所にもあります。

◇受給者証がお手元に届くまでの間に、自己負担限度額（月額）を超えて支払った場合は？

「肝炎治療費等支給申請書」（入院・通院）に医療機関や保険薬局での証明をもらって、保健所へ提出してください。2枚以上の証明がある場合は、まとめて申請してください。限度額を超えて支払われた医療費をお支払いします。

なお、高額療養費制度に該当される場合には、先にそちらの手続きをお願いします。

肝炎相談センター（岡山大学病院内）

専門の看護師や医師が、医療に関する相談をお受けしています。

電話番号：086-235-6851

受付時間：月～金曜日の9:00～17:00

◇受給者証に記載されていない医療機関等を受診するには？

事前に「医療機関追加届」により保健所へ届出をしていただく必要があります。追加した医療機関等で公費負担が受けられるのは、原則として、保健所で受け付けた日以降になります。

受給者証と印鑑をもって保健所にお越しください。保健所の窓口で、医療機関等の追加をさせていただきます。

◇住所、氏名、加入医療保険がかわったときは？

住所、氏名、加入医療保険などがかわったときは、「治療受給者証変更届」により保健所へ届出をお願いします。

また、受給者証を破損、紛失した際は、「治療受給者証再交付申請書」により保健所へ申請をお願いします。

◇受給者証の有効期間を超えて治療継続が必要な場合は？

核酸アナログ製剤治療については、主治医（専門医）が、治療継続が必要と認める場合は更新が可能です。

有効期間が満了する1か月前までに、保健所へ更新の申請をお願いします。

（必要な書類）

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書
- ② 核酸アナログ製剤治療更新診断書
又は直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料（更新申請のみ）
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 世帯全員（義務教育以下を除く）の最新の市町村住民税課税証明書
- ⑤ 健康保険証のコピー